

新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設運営方針

令和2年6月15日制定

令和2年6月26日改正

■ 基本方針の目的

市では、地震や大雨などによる自然災害が発生した時、必要に応じて市が指定する避難所(第一避難所、補助避難所等、以下、「指定避難所」という。)を開設することになっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が続く中、指定避難所に避難者が集まることで、「密閉・密集・密接」の状況が生じることが懸念されている。

そこで現在、市で作成している避難所運営マニュアルに加え、この方針を活用することで、指定避難所及び新たな避難先における感染症対策を徹底するものである。

また、指定避難所及び新たな避難先の運営にあたり、国が示す新しい生活様式を習志野市版に置き換えた「非接触(ノンコンタクト)」「適距離(ソーシャル ディスタンス)」「計画的(プランニング)」「避飛沫(ドッチ スプラッシュ)」を取り入れ、感染拡大の防止に努める。

■ 基本的な考え方

1. 指定避難所の過密状態防止
2. 指定避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
3. 避難スペース及び新たな避難先の確保
4. 避難者自身による感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
5. 発熱、咳などの症状のある人や、感染が疑われる避難者への適切な対応

■ 具体的な対策の方法

1. 指定避難所の過密状態防止

- 在宅避難、または、親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
- 町会・自治会や自主防災組織等に集会施設等を避難先として活用することについて検討を促す。その際は、指定避難所と同様の感染症予防や拡大防止に努めるよう周知する。車中に避難する場合には、エコノミークラス症候群対策も併せて周知する。

2. 指定避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- 消毒液を受付等に設置する。
- 情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシ(別添)を掲示し、手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底する。

- 計画的な換気や消毒・除虫・除菌を想定した清掃に努める。
- 避難者の滞在スペースは、共同生活を営む上での衛生環境の維持に努める。
- 避難者受け入れ時に避難者の体調(発熱等)を確認するとともに、避難者自身が健康管理を実施、徹底するため「避難者健康チェックシート」を作成し、毎日記入してもらう。
- 酷暑時は、採光量を調整するとともに、扇風機等を設置して気温、湿度を調整する。また、こまめな水分補給を呼びかけるなど熱中症防止に努める。

3. 避難スペース及び新たな避難先の確保

- 発災時には、被災状況や避難者の状況に応じ、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、指定避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- 補助避難所の早期開設に努める。
- ホテル等民間宿泊施設及び国・県の公共施設を、新たな避難先として活用するよう努める。
- 災害時応援協定等に基づき、締結先施設等を一時的な避難先とするよう協議する。

4. 避難者自身による感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- 避難の際に、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟の咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- 熱やのどの痛み、長引く咳がある、または強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、速やかに避難所運営スタッフに報告する。(健康管理チェックリストによる自己管理)

5. 発熱、咳などの症状のある人や、感染が疑われる避難者への適切な対応

- 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離した上で指定避難所から災害対策本部へ連絡し、災害対策本部が習志野保健所と調整する。
- やむを得ず習志野保健所との連絡中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するよう努める。また、専用スペースを十分確保できない場合は、可能な限り、テントやパーティションで区切る等の工夫をする。